

# 10月1日(日)から中心市街地での客引きなどが禁止になります

## 夜間早朝の中心市街地が対象 防止指導員がパトロール

図危機管理室 ☎027-898-5839

「客引き行為等の防止に関する条例」が7月1日に施行。完全施行となる10月1日(日)からは、中心市街地での客引きや運転代行などの道路上での客待ちが禁止になります。禁止区域は、下図のとおりで、禁止時間帯は午後8時から翌日午前6時までです。

**禁止行為** Ⅱ(道路・公園・広場・駅など)客引き、客待ち、スカウト、スカウト対象待ち、客引きの紹介を受けた人を入店させる(道路上)運転代行などの客待ち

**罰則は5万円以下の過料など**

客引き行為等防止指導員がパトロール。違反者には指導や文書での勧告を行います。従わない場合は5万円以下の過料を科し、氏名・事業所名・違反行為の内容などを公表します。

### 《道路上での客待ち禁止区域》



### 夜も明るい商店街に

これまで「客引きが路上に集まり怖くて通れない」「毎晩、細い道に運転代行の路上駐車があって歩きにくい」などの声があった中心市街地。市の実態調査でも55人の客引き、85台の路上駐車を確認しています。

千代田町五丁目の猪岡文夫会長は、新しい条例に期待を寄せます。

「7月以降、目に見えて状況が改善しました。10月の完全施行後は警察官OBによるパトロールも実施されるそうで、住民の代表としてありがたいです。客引きを行っていた飲食店も路上に出るのをやめる店が増えてきましたし、良い関係が築ければいいですね。女性や親子連れが夜でも安心して歩けるようになれば、街にとって良いことですから」

### 迷惑駐車も取り締まりを強化

迷惑駐車等防止重点地域を拡大。中心市街地での迷惑駐車に対して、助言や啓発活動、警察への取り締まり要請などを実施。前橋警察署でも、重点的な取り締まりを始めています。

### ● 運転代行の待機場所を設置

条例に合わせ、10月1日からの夜間、中央駐車場に運転代行の待機場所を設置。運転代行を利用する人は、店から呼ぶか中央駐車場へ。運転代行業者一覧は県警ホームページ (<https://www.police.pref.gunma.jp/>) で確認してください。

